

栃木県卓球連盟規約集

令和 5 (2023) 年版

1	栃木県卓球連盟規約	1
2	事務分掌	5
3	旅費規定	6
4	表彰規程	8
5	慶弔規程	9
6	基金規定	10
7	登録規程	11

栃木県卓球連盟

栃木県卓球連盟規約

昭和27年3月30日

規約第1号

(名称)

第1条 この会は、栃木県卓球連盟（以下『連盟』という。）という。

(事務所)

第2条 事務所は、宇都宮市中央2丁目1番2号インザキスポーツ店内に置く。

(組織)

第3条 連盟は、次に掲げるものをもって組織する。

- 1) 県内郡市町（以下「支部」という。）
- 2) 連盟に登録したチーム
- 3) 高等学校体育連盟（以下「高校部会」という。）
- 4) 中学校体育連盟（以下「中学部会」という。）

(目的)

第4条 連盟は、卓球の普及、発展及び統一並びに体力増進、運動精神の涵養及び品性の陶冶を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1) 卓球の普及、宣伝、啓発及び技術の指導助成
- 2) 大会及び講習会等卓球に関する各種行事の実施
- 3) その他連盟の目的を達する必要なもの

(役員及び役員の選任)

第6条 連盟に次の役員を置く

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 若干名内（各部会の代表者は別枠とする。）
 - 3) 支部長 各支部から1名
 - 4) 理事長 1名
 - 5) 副理事長 8名以内（各部会の代表者は別枠とする。）
 - 6) 理事 50名以内（各部会からの代表理事は別枠とする）
 - 7) 監事 2名
- 2 会長、副会長、理事及び監事は、総会で選任する。
 - 3 支部長は、各支部から選出する。
 - 4 理事長及び副理事長は、理事の互選で決める。
 - 5 高校・中学各部会の理事は、部会から選出する。

(役員の任務)

第7条 会長は、連盟を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 支部長は、支部を代表し、総会の議事について審議する。

4 理事は、連盟の執行部たる一般事務を執行し、かつ、連盟規約及びその他の規則に基づき当該事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する義務を負う。

5 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。

6 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

7 高校・中学部会の理事は、部会に関する必要な事項について、必要に応じ理事会に報告するものとする。

8 監事は、会計を監査し、総会で監査結果を報告する。

(顧問)

第8条 連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2期（4年）とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、75歳以下の再任を妨げない。

2 役員は、任期を満了しても後任者が決まるまではその職務を行うものとする。

(会議)

第10条 会議は、総会、理事会及び支部長会議とする。

(総会)

第11条 総会は、次に掲げる者で構成する。

- 1) 会長
 - 2) 副会長
 - 3) 支部長（第3条の第1号の支部から選出されたもの）
 - 4) 理事
 - 5) 監事
- 2 前項第4号から第5号までの者は、議決権を有しない。
 - 3 定期総会は年1回とし、会長が召集する。

- 4 定期総会及び臨時総会の議長は、会長が当たる。
(理事会)
- 第12条 理事会は、理事長が召集する。
2 理事会の議長は、理事長が当たる。
3 理事会は、総会から委任された事項もしくは緊急な事項について審議執行する。
4 前項の措置については、総会に報告するものとする。
5 理事会は、必要に応じ、常任理事会を置くことが出来る。その定数は理事会で決める。
(支部長会議)
- 第12条の2 支部長会議は、次に掲げる者で構成する。
1) 支部長
2) 会長及び副会長
3) 理事長及び副理事長
4) その他関係理事
2 支部長会議は、連盟の運営その他必要な事項について、会長が必要に応じ召集し、審議するものとする。
3 支部長会議の議長は、会長が当たる。
(委員会)
- 第13条 理事会に次の委員会を置く。
1) 総務委員会
2) 事業委員会
3) 指導委員会
4) 審判委員会
5) 競技委員会
6) レディース委員会
7) ラージボール委員会
8) ホープス委員会
9) その他必要と認める委員会
2 前項に定める委員会は、別表1に定める事務を掌る。
(総会の決議事項)
- 第14条 次に定める事項は、総会の議決を経なければならない。
1) 役員の選任に関する事
2) 歳出歳入予算に関する事
3) 決算報告の認証に関する事
4) 規約を設け又は改廃すること
5) 事業計画に関する事
6) その他付議されたもの
2 会議の議事は、出席者の過半数の決議で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
(役員選考委員会)
- 第14条の2 役員選考委員会は、2年に1回開催し、当該年度の役員を決定しなければならない。
2 役員選考委員会の委員長は、会長が当たる。
3 役員選考委員会の委員は、別表3に定める。
4 役員選考委員会の事務局は、総務委員会に置く。
(表彰委員会)
- 第14条の3 表彰委員会は、年1回開催し、当該年度の表彰者を決定しなければならない。
2 表彰委員会の委員長は、会長が当たる。
3 表彰委員会の委員は、別表3に定める。
4 表彰委員会の事務局は、総務委員会に置く。
(段級位委員会)
- 第15条 段級位委員会は、必要に応じて開催し、段位又は級位に関する認定者を決定しなければならない。
2 段級位委員会の委員長は、理事長が当たる。
3 段級位委員会の委員は、別表3に定める。
4 段級位委員会の事務局は、指導委員会に置く。
(認定基準)
- 第16条 段位又は級位の審査及び認定の基準は、前条で定める委員会が定めるもの、若しくは、公益財団法人日本卓球協会の「段級制規程」による。
(ランキング委員会)
- 第17条 ランキング委員会は、年1回開催し、当該年度のランキングを決定し、総会で発表しなければならない。
2 ランキング委員会の委員長は、理事長が当たる。
3 ランキング委員会の委員は、別表3に定める。
4 ランキング委員会の事務局は、競技委員会に置く。
(組合せ委員会)
- 第17条の2 組合せ委員会は、必要に応じ開催し、大会実施のための組合せ事務を執行しなければならない。

- 2 組合せ委員会の委員長は、理事長が当たる。
- 3 組合せ委員会の委員は、別表 3 に定める。
- 4 組合せ委員会の事務局は、競技委員会に置く。

(事業年度)

第 18 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(収入)

第 19 条 連盟の収入は、次に定めるものによる。

- 1) 支部分担金
- 2) 参加料
- 3) 登録料
- 4) 広告料
- 5) 寄附金
- 6) 補助金
- 7) 雑収入
- 2 支部並びに高校部会及び、第 3 条第 2 号で定めるチームは、総会で決定された金額を、前項第 1 号で定める支部分担金として、毎年 6 月以前の大会時まで納めなければならない。
- 3 参加料は、理事会が別に定めるものとする。
- 4 支部並びに高校部会・中学部会その他連盟に登録したチーム又は個人（以下「支部等」という。）は、毎年 6 月末日までに栃木県卓球連盟登録規程により、支部等の登録を完了し、かつ、第 1 項第 3 号に定める登録料を納めなければならない。
- 5 前項に定める登録を完了し、又は完了すべきであった支部等は、連盟主催の事業に参加することが出来る。
- 6 連盟は、支部等の登録が完了したとき登録料の総額を基準として連盟が定める割合で支部等に還付することが出来る。

(支出)

第 19 条の 2 連盟の事務を処理するために必要な経費若しくは連盟の事務を管理し、又は執行するために必要な経費若しくはその他連盟の負担に属する経費について支弁するものとする。

- 2 経費の支出について理事長は、会計担当と相談の上支出することができる。

(費用の精算払い)

第 19 条の 3 費用の支出は、精算払いとする。

(費用の請求)

第 20 条 第 6 条に定める役員又は特に指示されたものは、連盟の事務を処理するために要する経費を請求することが出来る。

(旅費)

第 20 条の 2 前条に定めるものが旅行するときは、旅費を支給する。

- 2 旅費は実費とし、栃木県卓球連盟の役員の旅費及び費用に関する規則（昭和 57 年規則第 1 号）に定めるところによる。

(規約の改正)

第 21 条 この規約は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の同意を得なければ改正することが出来ない。

【附 則】

- 1 この規約は、昭和 27 年 3 月 30 日から施行する。

【附 則】（昭和 41 年規約第 1 号）

- 1 この規約は、昭和 41 年 2 月 1 日から施行する。

【附 則】（昭和 51 年規約第 1 号）

- 1 この規約は、昭和 51 年 2 月 1 日から施行する。

【附 則】（昭和 54 年規約第 1 号）

- 1 この規約は、昭和 51 年 10 月 7 日から施行する。

【附 則】（昭和 56 年規約第 1 号）

- 1 この規約は、昭和 56 年 3 月 15 日から施行する。ただし、別段の定めがある場合を除き、昭和 56 年から適用する。
- 2 改正前の栃木県卓球連盟規約第 6 条に定める役員は、引き続き選任されたものとみなす。

【附 則】（昭和 57 年規約第 1 号）

- 1 この規約は、昭和 57 年 3 月 15 日から施行する。ただし、別段の定めがある場合を除き、昭和 57 年分から適用する。

【附 則】（昭和 59 年規約第 1 号）

- 1 この規約は、昭和 59 年 3 月 11 日から施行する。ただし、改正後の栃木県卓球連盟規約第 3 条第 1 項第 5 号、第 6 条第 1 項第 7 号の規定及びカデットに関する規定は、当分の間適用しない。
- 2 規約第 6 条第 1 項第 5 号の規定は、昭和 59 年及び 60 年の両年度に限り、これを適用する。

【附 則】（昭和 61 年規約第 1 号）

- 1 この規約は、昭和 61 年 3 月 9 日から施行する。
- 2 この附則において別段の定めがある場合を除き、改正後の栃木県卓球連盟規約という。）の規定は、昭和 61 年分から適用する。
- 3 改正前の栃木県卓球連盟規約（昭和 59 年規約第 1 号）附則第 1 項の規定中「昭和 59 年及び 60 年の両年度」とあるのは、「当分の間」として、同項の規定によるものとする。

【附 則】

1 この規約は、昭和63年3月14日から施行する。

【附 則】

1 この規約は、平成4年3月8日から施行する。

【附 則】

1 この規約は、平成8年3月3日から施行する。

【附 則】

1 この規約は、平成9年3月2日から施行する。

【附 則】

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

【附 則】

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

【附 則】

1 この規約は、平成26年4月1日より施行する。

【附 則】

1 この規約は、平成28年4月1日より施行する。

【附 則】

1 この規約は、平成29年4月1日より施行する。

【附 則】

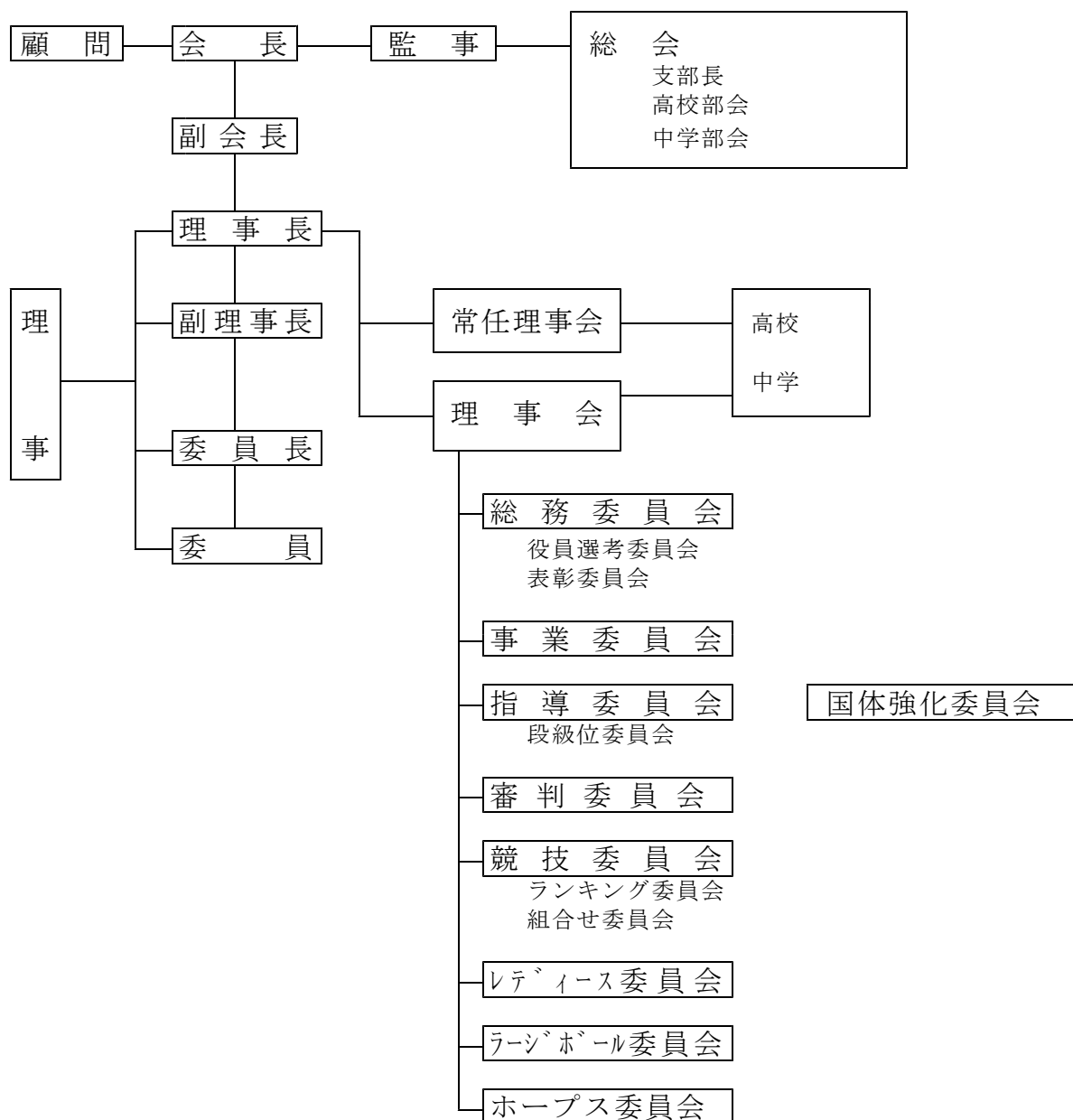
1 この規約は、平成30年4月1日より施行する。

【附 則】

1 この規約は、令和2年4月1日より施行する。

別表 1 栃木県卓球連盟組織図

(第13条関係)



事 務 分 掌 総務委員会

総会、理事会、支部長会議に関すること
表彰委員会に関すること
規約を設け又は改廃に関すること
役員改選委員会に関すること
役員名簿に関すること
栃木県体育協会との連絡に関すること（指導委員会に属するものを除く）
庶務・会計に関すること
歳入歳出予算及び決算に関すること
登録制度及び登録料の収支報告に関すること
その他、他の委員会に属さない事務

事業委員会

調整会議に関すること
年間事業計画の決定に関すること
競技場の確保並びに使用申し込み、及び使用料の支払いに関すること
各種大会の要項作成に関すること
各種大会の文書発送に関すること
文書の收受及び整理に関すること

指導委員会

段級位委員会に関すること
国体強化費の配分及び強化費の収支報告に関すること
公認コーチ及び指導者育成に関すること
競技力向上に関すること
栃木県体育協会との連絡に関すること

審判委員会

審判講習会及び取得料の収支報告に関すること
審判員の確保とルール周知に関すること
審判技術向上に関すること

競技委員会

ランキング委員会に関すること
組合せ委員会に関すること
大会運営及び準備に関すること
大会記録及び管理に関すること
中央大会に関する申込みに関すること

レディース委員会

レディース大会の主管に関すること（大会要項作成、運営、記録の作成管理）
中央大会に関する申込みに関すること（競技委員会に属するものを除く）
レディースの普及振興に関すること
他委員会との連絡調整に関すること

ラージボール委員会

ラージボール大会の主管に関すること（大会要項作成、運営、記録の作成管理）
中央大会に関する申込みに関すること（競技委員会に属するものを除く）
ラージボールの普及振興に関すること
他委員会との連絡調整に関すること

ホープス委員会

ホープス大会の主管に関すること（大会要項作成、運営、記録の作成管理）
中央大会に関する申込みに関すること（競技委員会に属するものを除く）
ホープスの普及振興に関すること
他委員会との連絡調整に関すること

国体強化委員会

第77回国体に向けての強化計画に関すること
指導者育成に関すること
選手育成並びに選手強化に関すること
情報収集に関すること
他委員会・対策本部・中学・高校・大学・実業団等との連絡調整に関すること

※この事務分掌は、高校部会、中学部会が別に定めるものを除き連盟一般に適用する。

栃木県卓球連盟の役員の旅費及び費用に関する規程

昭和 57 年 3 月 15 日

規 則 第 1 号

(総則)

第 1 条 栃木県卓球連盟（以下「連盟」という。）の役員が、用務のため旅行するときは、別に定めがあるものを除くほかこの規則に定めるところにより旅費を支給する。

(用語の意味)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内旅行 栃木県内及び在勤地内における旅行をいう
- (2) 県外旅行 県内旅行外の本邦における旅行をいう
- (3) 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう

(旅費の種類)

第 3 条 旅費は、一般旅費（車賃等、日当、宿泊料）と特別旅費とする。

(支給の特例)

第 4 条 前条の車賃等は、原則として実費額を支給する。

2 特別旅費は、別途に定める。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(鉄道賃)

第 6 条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、特別急行料金及び座席指定料金による。

2 前項に規定する料金は、必要と認められる場合に限り、支給する。

(船賃)

第 7 条 船賃の額は、旅客運賃、寝台料金及び座席指定料金による。

2 前項に規定する料金は、必要最小限の範囲で支給する。

(航空賃)

第 8 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第 9 条 車賃の額は、現に支払った実費額による。ただし、実費額により難いと認める場合は、全路程を通算し 1 キロメートル当たり 25 円の単価で支給する。

2 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第 10 条 日当の額は、別表 2 の定額による。

2 用務が概ね半日ぐらいで完了するときは、前項の規定の 2 分の 1 に相当する額とする。

(宿泊料)

第 11 条 宿泊料の額は、別表 2 の定額による。

2 宿泊料は、特別の必要があるとき又は天災その他止むを得ない事情により宿泊した場合にも支給する。

(特別旅費)

第 12 条 特別旅費は、会長若しくは理事長が特別の事由があると認めるものについて、その都度定める。

(旅費の支払い)

第 13 条 旅費の支払は、精算払とする。

2 旅行者は、理事長に旅行終了後すみやかに車賃等の明細書及び領収書等を、請求書に添付し請求金額を受領するものとする。

3 旅費の概算払いは行わない。ただし、1 回の旅行が 3 日以上で宿泊を必要とする場合、かつ、高額な負担がかかることが明らかな場合は、この限りでない。

第 14 条 前条の規定は、第 2 条各号に定めるものについて適用する。

(大会等の運営旅費)

第 15 条 大会等の運営に従事する場合の旅費は、日当をもって支給する。ただし、日当は理事会で定める。

(旅費の支給除外)

第 16 条 この規則で定める旅費及び費用は、他の旅費等の規定等に基づく支給を受ける場合には支給しない。

2 当分の間、別表 2 に定める者のほか特に指定された者については、理事長が定める。

【附 則】

1 この規則は、昭和 57 年 3 月 15 日から施行する。

2 この規則施行の日に旅行中の者については、従前の例による。

【附 則】

1 この規則は、平成 14 年 3 月 4 日から施行する。

【附 則】

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 2)

名 称	車 賃 等	日 当	宿 泊 料
会 長 副 会 長 顧 問 支 部 長 理 事 長 副 理 事 長 委 員 長 委 員	実 費	3, 0 0 0 円	1 1, 8 0 0 円

※ この表に定める定額については、**特別の事情**により減額することが出来る。

別表 3 各委員会 委員（第 1 4 条の 2， 3， 第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 7 条の 2 関係）

委員会名	役員選考委員会	表彰委員会	段級位委員会	フットボール委員会	組合せ委員会
会 長	○	○	—	—	—
副会長	○	○	—	—	—
理事長	○	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○	○
委員長	○	○	○	○	○
副委員長	総務 ○	総務 ○	指導 ○	競技 ○	競技 ○
関係委員	○	○	○	○	○
支部代表	○				
事務局	総務委員会	総務委員会	指導委員会	競技委員会	競技委員会

栃木県卓球連盟表彰規程

昭和61年3月9日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、栃木県卓球連盟（以下『連盟』という。）が連盟組織下の役員で他の模範となるべき業績があった者又は連盟代表選手として著しい功績があった者若しくは高等学校体育連盟（以下「高校部会」という。）及び中学校体育連盟（以下「中学部会」という。）から推薦があったものを表彰することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 この規程による表彰は、次の種類とし、当該種類の区分に該当するものとする。

- (1) 功労賞 連盟の普及発展に貢献し顕著な功績のあった者又は連盟の運営に関与し、その発展に著しい功績があったもの。
- (2) 勤続賞 連盟の役員として永年従事し、その発展に寄与したもの。
- (3) 特別功労賞 前2号に該当するものに劣らない特別の功績があると認められる個人又は団体。
- (4) イ最優秀選手賞 国際大会、全国大会優勝の個人又は団体
ロ優秀選手賞 全国大会3位内入賞及び全国大会に準ずる大会で優勝の個人又は団体。
- (5) 栄光賞 高校部会若しくは中学部会主催の大会で優秀な成績を収めた者（第4号該当者を除く。）

第3条 表彰は、連盟総会において、会長名によって行う。

(表彰審査)

第4条 被表彰者は、加盟部会長若しくは支部長の推薦に基づき表彰委員会が審査し決定する。

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議によって定めることができる。

【附 則】

1 この規程は、昭和61年3月9日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

【附 則】

1 平成7年3月5日 一部改正

【附 則】

1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

栃木県卓球連盟表彰規程 内規

昭和61年3月9日

内規第1号

(趣旨)

第1条 この内規は、栃木県卓球連盟表彰規程（昭和61年規程第1号）第5条の規程に基づき、施行について必要な事項を定めるものとする。

(功労賞)

第2条 功労賞は、次の各号の一に該当するもので、卓球関係の職務を退いた者に対して行う。

- (1) 会長、副会長、監事、理事長及び副理事長の職にあって5年以上の経歴を有し在職期間の業績が他の模範となる功績があると認められる者。
- (2) 支部長（第1号の者を除く。）及び連盟の各専門委員長の職にあって10年以上の経歴を有し、在職期間中の業績が功績顕著であると認められる者。
- (3) 連盟の理事（前1号のものを除く）で15年以上在職し、その運営に貢献し、その功績が顕著であると認められる者。
- (4) 前3号に該当する者に劣らない特別の功績があると認められる者。

(勤続賞)

第3条 卓球関係の運営に20年以上（第1回）及び30年以上（第2回）従事している現職者で他の模範とするものについて行う。

【附 則】

1 この内規は、昭和61年3月9日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

2 在職期間の計算は、連盟の運営に従事した年数により中断した期間を除いて通算する。

3 第2条の規程により表彰を受けた者が再び連盟の運営に従事したときは、その日から本表彰規程の内規の従事期間として起算する。

4 現職者の施行日現在における在職期間の起算日は、当該現職者が初めに在職した日をもって起算するものとする。

5 平成7年3月5日 一部改正

栃木県卓球連盟 慶弔規定

目的

第1条 本規定は栃木県卓球連盟の役員の慶弔に関する規定を定める。

範囲

第2条 本規定の範囲は次のとおりである。。

- 1 栃木県卓球連盟役員
会長 副会長 顧問 監事 支部長 理事長 副理事長 理事
- 2 加盟支部員

慶賀

第3条 第2条に掲げる役員が県以上の表彰又はそれと同等以上の表彰を受けた場合には、祝賀電報を打電する。

- 1 叙勲褒章を受章した場合、理事会で協議する。

弔事

第4条 第2条に掲げる役員に弔事が発生したときは、弔意を表す。

- 1 役員の死亡 生花、香典1万円
- 2 役員の配偶者及び父母の死亡 生花又は盛籠
- 3 元役員の死亡 連盟の発展に寄与し、その功績により役員に準じて行う。
ただし、支部長は3期以上、理事は2期以上とする。

通知

第5条 通知方法は次のとおりとする。

- 1 慶弔が発生し、該当するときは事務局長又は総務に通知する。
事務局長又は総務は理事長に、理事長は会長、副会長、顧問、監事に通知する。
- 2 事務局長又は総務は副理事長及び各委員長に、各委員長は各委員に通知する。

【附 則】

- 1 本規定は平成13年3月5日より実施する。

【附 則】

- 1 本規定は平成16年4月1日より実施する。

【附 則】

- 1 本規定は平成20年4月1日より実施する。

栃木県卓球連盟「全国卓球大会等開催基金」に関する規定

第1条（設置・目的）

栃木県卓球連盟（以下「連盟」という）の連盟が本県での全国大会等を開催するにあたり、経費の負担増が推測されることから、資金の確保をするため、連盟に「全国卓球大会等開催基金」（以下「基金」という）制度を設置し、この基金の適正、かつ効率的な管理運用をはかることを目的とする。

第2条（基金の財源）

この基金の財源は、次に掲げるものとする。

- （１） 連盟の別途管理積立金
- （２） 基金の預貯金管理運用収益金
- （３） 連盟「一般会計」からの繰入
- （４） その他収入金

第3条（基金の管理者等）

- （１） この基金の管理者（以下「管理者」という）は連盟の会長を以てこれに充てる。
- （２） この基金の会計責任者（以下「管理者」という）は連盟の会長を以てこれに充てる。

第4条（基金の運用）

管理者は、この基金の効率的な管理運用をはかるため、優良なる指定金融機関を選定し、安全かつ、有益的な方法により、この基金の総額を当該指定金融機関に積立預金する。

第5条（基金の活用範囲）

この基金の活用が許可される経費の範囲については、第1条の規定する精神に則り、全国大会・関東大会等に限定する。

第6条（基金支出限度額等）

この基金の支出限度額等に関しては、次の各号に定める通りとする。

- （１） この基金の支出限度額は、現に保有する基金総額の2分の1を超えない範囲の額とする。
- （２） 前号に基づき、この基金を支出した後の時期以降における基金の活用にあたっては、保有基金の総額が当該支出前の額に回復するに至るまで、原則として支出できない。
- （３） この基金の財源について、逐年増収がはかられて、財政的な見地からこの基金制度の永続性が確保されていると認められた場合には、前号の規定にかかわらず、その存続維持に阻害とならない範囲の限度において、これを支出できるものとする。

第7条（会計区分）

この基金の会計区分は特別会計とする。

第8条（会計年度）

この基金の会計年度は、4月1日より、翌年3月31日までとする。

第9条（決算報告）

管理者及び会計は、前条が定める会計年度の終了後、この基金会計に関する決算報告書を速やかに調整し、連盟監事の会計監査を経たる後、直近の連盟総会にてこれを報告し、その承認を得るものとする。

第10条（疑義事項の決定）

この規定に定めのない事項、又は、この規定の運用にあたり疑義等が生じた場合には連盟の役員会において協議のうえ、これを決定する。ただし、当該疑義事項等がこの基金の運用管理上、若しくは、連盟、又は、連盟会員に関し極めて重大な影響を及ぼすものと判断される場合にあっては、これを総会に諮り、連盟会員の3分の2以上の同意を得なければ、これを決定できないものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規定は、平成28年4月3日に制定し、平成28年4月4日より施行する。

栃木県卓球連盟 登録規程

(総 則) 公益財団法人(以下「公財」という。)日本卓球協会が定めた登録規程に基づき、栃木県卓球連盟(以下「本連盟」という。)登録規程を定める。

(加 盟)

第2条 本連盟は、(公財)日本卓球協会に加盟する。

(登録会員)

第3条1項 登録会員とは、本連盟に登録するもので、下記の2つの区分とする。

- 1) 選手登録
 - 2) 役職者登録(「当該年度、19歳以上」とし、役職者登録のみでは選手活動ができない。)
- 2項 原則として同一人の選手登録は、一つのチームに限る。
- 3項 本連盟に登録する際の氏名と性別は、住民票記載事項に準ずる。

(登録会員の種別)

第4条 登録会員の種別は、下表のとおりとする。

種別	呼称	対象者
第1種	一般	年令を制限しない一般及び次の第2～7種に所属しない選手
第2種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する選手
第3種	高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手
第4種	中学生	中学生の選手
第5種	小学生	小学生以下の選手
第6種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手
第7種	日本リーグ	日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手
第8種	役職者	「当該年度、19歳以上」とし、次の分類に属する役職者 ①(役職者)本連盟の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ②(教職員)全国教職員卓球連盟に所属する顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 *ただし、役職者登録のみでは選手活動することはできない

(複数の登録)

- 第5条1項 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦 出場のため勤務先以外の一つ(のチームに二重登録することができる。ただし、栃木県内に限る。
- 2項 中学生(第4種)及び小学生以下(第5種)は所属学校以外に栃木県内の一つのクラブに二重登録することができる。
- 3項 役職者は栃木県内に限らず、第7条に則り複数登録することができる。
- 4項 役職者と選手はそれぞれ兼ねて登録することができる。

(会員の権利)

第6条 登録会員はそれぞれの参加資格を満たせば、本連盟及び(公財)日本卓球協会が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等に参加することができる。

(登録地)

- 第7条1項 本連盟に登録する者は、栃木県内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがあること。
- 2項 海外に居住または勤務を有する者で、前項に該当しない者は原則として本籍地より登録することができる。
- 3項 居住地と勤務先が2つの地域にまたがるときは、自己の意志によってそのいずれかの都道府県加盟団体への所属を選択しなければならない。
- 4項 居住地とは、住民登録がなされている所を指し、勤務先とは雇用者と雇用契約締結した上で週7日のうち4日以上勤務する所を指す。学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

(登録料の納入)

- 第8条1項 登録料は、本連盟に納入するものとする。
- 2項 納入後、選手登録者には日本卓球協会指定のゼッケンを交付する。役職者登録者には役職者章を交付するものとする。
- 3項 第5条の複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。
- 4項 一旦納入された登録料は原則として返金しない。

(登録有効期間)

第9条 登録有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(登録手続)

第10条1項 (公財)日本卓球協会に登録する会員は、本連盟を通じて登録しなければならない。

2項 登録会員になろうとする者は日本卓球協会会員登録システムを利用し、必要事項を入力のうち、本連盟の規定する登録料に(公財)日本卓球協会の登録料を添えて登録申請する。

3項 登録は毎年行うものとし、原則として4月1日から6月30日までの間に、その手続きを完了しなければならない。ただし、特別の事由により上記の期間内に登録の手続きが出来なかった場合は、その事由を付し、本連盟会長の承認を得なければならない。

4項 本連盟の役員は例外なく登録しなければならない。

(登録変更)

第11条1項 登録者が、転居、転勤、転校、その他特別な事由が発生した場合は、登録チームを変更することができる。

2項 登録の変更をしようとする者は、日本卓球協会会員登録システムを使用し、登録変更のうち本連盟に加盟登録変更申請書を提出する。提出を受けた本連盟は、変更内容を精査のうえ旧登録地に報告を行う。この場合は(公財)日本卓球協会に対する新たな登録料は不要とする。
本連盟に対する登録料は、第13条に定められた登録料を納めるものとする。

(登録取消)

第12条1項 次の項目に該当する場合は、登録の取消を含め、本連盟理事会の決定に従い、これを公表することができる。

2項 (公財)日本卓球協会定款並びに本連盟規約・規程等に違反した場合

3項 会員としての体面を著しく汚した場合

(登録料)

第13条 登録料は日本卓球協会登録規程及び会員登録システムに基づき、以下のよう定める。

種別	区分	日本卓球協会	栃木県卓球連盟	合計
第1種	一般	1,500円	500円	2,000円
第2種	日学連	1,100円	500円	1,600円
第3種	高体連	900円	0円	900円
第4種	中学生	700円	300円	1,000円
第5種	小学生以下	700円	0円	700円
第6種	教職員	1,500円	500円	2,000円
第7種	日本リーグ	1,500円	500円	2,000円
第8種	役職者	1,500円	500円	2,000円

(規程の改廃)

第14条 この規程は理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

この規程は平成30年4月1日(平成30年度会員登録)から実施する。

附 則

令和2年4月4日一部改訂(第3条 第4条 第5条 第8条 第13条)